第４章
計画の展開

1 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方針
多様性を認め合い　誰もが自分らしく生きることができるまち	Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり	Ⅰ－1　人権の尊重
		Ⅰ－2　ジェンダー平等教育の推進
	Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり ～吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画～	Ⅱ－1　暴力を許さない意識の醸成
		Ⅱ－2　ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援
	Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ－1　健康で自立した生活支援
		Ⅲ－2　ともに支え合う地域社会づくり
	Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり ～吉川市女性活躍推進計画～	Ⅳ－1　政策・方針決定への女性の参画推進
		Ⅳ－2　多様な働き方への支援
		Ⅳ－3　市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

施策の方向	ページ
1）人権尊重意識の醸成	27
2）ジェンダー平等に関する啓発	
3）多様な性への配慮	
4）メディアリテラシーの向上	
1）学校等におけるジェンダー平等教育の推進	28
2）地域・家庭におけるジェンダー平等教育の推進	
1）ＤＶ等の防止に向けた理解促進	30
2）若年者に対する予防教育・啓発の推進	
1）ＤＶ被害者等に対する相談体制の充実	31
2）被害者の安全確保と緊急避難	
3）自立のための支援体制の充実	
4）市民・関係機関との連携強化	
1）いのちと性を尊重する環境づくり	33
2）性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援	
1）「市民交流センターおあしす」による男女共同参画の推進	34
2）切れ目のない子育て支援	
3）ともに支える介護支援	
4）多様性に配慮した視点に立った減災対策	35
5）多文化共生の地域づくり	
1）多様な市民の市政参画の促進	37
2）女性のエンパワーメントの拡大	
1）働く場における男女共同参画・女性活躍の促進	38
2）誰もが能力を発揮できる就業支援	
3）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	
1）多様な職員の視点が活かされる市政運営	39
2）ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けた支援	
3）育児・介護をしながら働く職員への支援	

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

基本的認識

- 人権の尊重は、男女共同参画を推進するうえで根底を成す基本理念です。

- 性別による差別は、生物学的性別だけではなく、社会的・文化的に形成された性別であるジェンダーの視点で捉える必要があります。

- 誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画していくためには、誰もがジェンダー平等に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、ジェンダー平等意識の醸成を図ることが大切です。

- ジェンダー平等を推進する様々な取り組みが進められ、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。

- このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在しています。一人ひとりの意識が変わり固定観念にとらわれなくなることで、性別に関わらず、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながります。

- 令和２年に実施した市民を対象とした「吉川市男女共同参画計画策定基礎調査」によると、男女平等意識について、この10年間で平等感は向上しているものの、男女で違いがあり、男性は「平等」、女性は「男性優遇」と感じている割合が高く、「家庭」「社会通念や風潮」「法律や制度上」の分野でその差が大きくなっています。

- 地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すSDGｓの目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが国際目標に掲げられています。

- ジェンダー平等の推進に係る他の全ての取り組みの基盤として、また、様々な取り組みの実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取り組み、そして、全ての市民の意識を変えていく取り組みが極めて重要です。

Ⅰ－１　人権の尊重

施策の方向	取り組み内容
Ⅰ－１－(１) 人権尊重意識の醸成	①人権啓発パンフレット等の作成・配布 ・「女性の人権」等の人権問題の啓発を図るため、パンフレット等を作成・配布します。
	②人権相談の実施 ・地域や職場等における様々な差別問題に対応するため、人権擁護委員による人権相談を実施します。
	③虐待やハラスメント等の人権侵害の防止 ・性差や年齢、障がいの有無等による虐待やハラスメント等の人権侵害を防止するため、周知や啓発、相談支援に努めます。
Ⅰ－１－(２) ジェンダー平等に関する啓発	①多様な手段を活用した情報提供 ・広報よしかわや市ホームページへの掲載、ポスターやチラシの掲示のほか、インターネット等多様な手段を活用し、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。
	②啓発紙の発行 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する啓発紙を発行し、全戸配布を行います。
	③市民活動団体等との協働 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する活動を積極的に行う市民活動団体を支援するとともに、協働による事業を行います。
	④男女共同参画地域リーダーの育成 ・講座等の開催を通じて、ジェンダー平等や男女共同参画に関する理解を深め、地域における情報発信役となる人材を育成します。
Ⅰ－１－(３) 多様な性への配慮	①性の多様性への理解促進 ・性的指向や性自認等を理由とする偏見や人権侵害をなくすため、性の多様性への理解を深めます。
	②多様な性に配慮した環境づくり ・相談案内やパートナーシップ宣誓制度等、性的少数者の生きづらさを軽減する取り組みに努めます。
Ⅰ－１－(４) メディアリテラシーの向上	①メディアリテラシーに関する情報提供 ・あふれる情報に対し主体的な判断ができるようメディアリテラシー[1]に関する情報提供を行います。
	②刊行物作成ガイドブックの活用 ・「刊行物作成ガイドブック」を活用し、広報よしかわ等の市が発行するあらゆる情報媒体において、ジェンダー平等の視点に配慮した表現となるよう、周知徹底を図ります。
	③有害環境対策の推進 ・「埼玉県青少年健全育成条例」に基づき、性に対する誤った認識をもたらす有害な情報から青少年等を保護します。

[1] メディアリテラシー　メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなすこと。また、メディアを使って発信する力。

Ⅰ－２　ジェンダー平等教育の推進

施策の方向	取り組み内容
Ⅰ－２－(１) 学校等における ジェンダー平等教育の推進	①ジェンダー平等の意識を高める教育環境の充実 ・性差による教育の差を撤廃し、ジェンダー平等の意識を高める教育を推進し、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について指導します。
	②教職員等の理解向上 ・学校教職員については、ジェンダー平等に関わる教育指導方法の研究の充実を図りながら教職員の理解を深め、その研究成果を活用し、学校ごとに教職員の育成を図ります。 ・保育士や学童保育室指導員については、ジェンダー平等の意識を持って保育活動が行えるよう、研修を実施します。また、幼稚園教諭については、ジェンダー平等意識の向上を図るための啓発や情報提供に努めます。
	③キャリア教育の充実 ・児童・生徒が、性別にとらわれず、個性や能力を活かした進路選択ができるよう、指導の充実を図るとともに、職場体験や福祉活動等様々な体験活動を行います。
	④教育の場への保護者や地域の参画促進 ・仕事を持つ保護者の参画を促すため、学校行事等の開催日時に配慮します。また、学校におけるジェンダー平等教育と地域における教育が連携して行われるよう、地域と住民が学校教育を見守る体制を推進します。
Ⅰ－２－(２) 地域・家庭における ジェンダー平等教育の推進	①ジェンダー平等に関する講座等の実施 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する講座等を実施します。また、市が開催する講座や行事、事業等に参加しやすいよう、開催日時や託児等に配慮します。
	②子育て情報・家庭教育情報の提供 ・性差にとらわれず育児参加できるよう「子育て応援ガイドブック」や広報・ホームページ等を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を積極的に提供します。
	③子育て講座・家庭教育講座の充実 ・性差にとらわれない家庭教育や子育てが行えるよう、子育て講座や家庭教育講座、男性の育児・家事参加に関する講座を実施します。

基本目標Ⅱ　配偶者等に対する あらゆる暴力のない社会づくり

基本的認識

- この基本目標は、DV防止法に規定される市町村基本計画「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置付けられています。

- ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための、幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備に向けて、社会全体で取り組む必要があります。

- 情報通信技術（ICT）の進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりにより、その便利さと裏腹に新たな暴力の形が発生し、被害の増加に拍車をかけていると言われています。若年者層を中心に正しい知識を身につけ、将来的な被害発生を防止することが必要です。

- 暴力は、それ自体が重大な人権侵害であるほか、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたします。DVの被害はとりわけ女性が多く、その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

- 令和２年に実施した「吉川市男女共同参画計画策定基礎調査」によると、ＤＶ被害の経験者のうち、その被害を相談した割合は34.5%にとどまっており、半数以上が相談をしなかったと回答しています。また、１割程度の人が「相談したかったが、相談しなかった」と回答しています。

- DVは、生活困窮や児童虐待、介護、自殺等多岐にわたる生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合が多いこと、また、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらいため潜在化しやすいことを踏まえ、制度や分野の枠を超えた相談支援体制が求められています。

Ⅱ－１　暴力を許さない意識の醸成

施策の方向	取り組み内容
Ⅱ－１－(１) ＤＶ等の防止に向けた 理解促進	①ＤＶ等あらゆる暴力根絶に向けた情報発信 ・ＤＶのほか、性犯罪や売買春、ハラスメント、ストーカー行為等、人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。また、ＤＶ防止に関する情報を広報よしかわや市ホームページ、男女共同参画情報紙、ポスター、リーフレット等様々な媒体を通じて提供します。
	②ＤＶ防止地域サポーターの養成 ・ＤＶ防止地域サポーター養成講座を通じて、ＤＶに関する知識を深め地域のＤＶ防止につながる情報発信ができる人材を増やします。
	③学習機会の提供 ・地域におけるＤＶへの理解を深めるため、ＤＶについての出前講座を実施する等、学習機会の充実を図ります。
Ⅱ－１－(２) 若年者に対する 予防教育・啓発の推進	①人権尊重と暴力を許さない学校教育 ・「暴力を許さない」という人権教育の充実を図ります。
	②デートＤＶ防止に関する啓発 ・若い恋人同士間に起こる「デートＤＶ」を防止する啓発を実施します。

Ⅱ－２　ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅱ－２－(１) ＤＶ被害者等に対する 相談体制の充実	①ＤＶ被害者に対する相談支援窓口の周知 ・「配偶者暴力相談支援センター」等のＤＶに関する相談支援窓口の周知に努めます。
	②相談員の資質の向上 ・相談員が被害者の状況に応じて適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。
Ⅱ－２－(２) 被害者の安全確保と緊急避難	①緊急時の安全確保 ・緊急避難時においては、緊急一時保護の依頼、または同行支援、緊急支援助成事業の実施等、被害者の状況に応じた安全確保や支援を行います。
	②個人情報保護の徹底 ・被害者の状況に応じて、住民基本台帳事務における支援措置を適用し、住民票や戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して被害者の所在を探索することから被害者を守ります。また、関係部署において個人情報保護の管理を徹底します。
Ⅱ－２－(３) 自立のための支援体制の充実	①司法手続き等の利用助言 ・弁護士や裁判所に関する相談窓口や手続き等について、必要な説明や助言を行います。
	②生活・経済的支援 ・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、健康保険やひとり親家庭のための制度等について、必要な助言や申請援助を行うとともに、被害者の生活の自立に向けた支援を行います。
	③住宅確保支援 ・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や県営住宅の臨時的入居制度等について必要な助言や申請援助を行うほか、住居確保給付金を活用した住宅確保支援を行います。
	④子どもに対する連携支援 ・児童虐待とＤＶが密接な関係にあることから、「要保護児童対策地域協議会」において支援や見守りを必要とする世帯の様子を把握し、加害者対策や心のケア、配慮等適切な対応と支援を行います。
Ⅱ－２－(４) 市民・関係機関との連携強化	①包括的な支援体制の構築 ・虐待や生活困窮等、住民が抱える複雑化・複合化した課題に対し、福祉分野や関係機関と連携し、被害者の早期発見・早期対応等適切な支援を図るため、包括的な支援体制を構築します。
	②関係部署や関係機関との情報共有と連携 ・関係部署や関係機関が連携して必要な情報の共有と適切な被害者支援を行うため、「ＤＶ及び児童虐待防止担当者連絡会議」や「ケース検討会」等を実施します。また、加害者の追求に対する適切な対応ができるよう、二次被害の防止や性暴力被害者等に関する理解を深めます。

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

基本的認識

- 誰もが安心していきいきと暮らせる環境を築くためには、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会[1]の実現が求められています。

- 女性は、ライフステージ[2]に応じて妊娠や出産、婦人科的疾患等、男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、経済的な理由で生理用品を購入できないという「生理の貧困問題」が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる課題となっています。これらの問題について、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[3]」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立って、男女が共に正しい知識・情報を得ることや知識を深めることは、私たちの性と生き方に関して重要なことです。

- また、女性はすべての世代において固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見を背景に、非正規雇用労働者の割合が多いことや、ひとり親家庭における世帯収入が低いことで、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあり、経済的な側面のみならず、妊娠や育児の不安等、女性特有の身体的・精神的な困難に陥る場合もあります。

- さらに、性的指向や性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした偏見等によって、より複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに取り組むことが必要です。

- 新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、とりわけ女性の生活や雇用等、社会的に弱い立場にある者に、より大きな影響をもたらし、平時の固定的な性別役割分担意識を反映して、我が国の男女共同参画の遅れが改めて顕在化しました。

- また、災害は、地震、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。とりわけ、非常時には、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性や子ども等、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。災害時における女性と男性が受ける影響の違いに十分に配慮されたジェンダー平等の視点から、平時からの対応が行われることが必要です。

---

[1] **地域共生社会**　制度･分野ごとの「縦割り」や､「支え手」「受け手」という関係を超えて､地域住民や地域の多様な主体が参画し､人と人､人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

[2] **ライフステージ**　人が生まれ育ち、思春期、成熟期、更年期を迎え、やがて老年期を迎える人生における各段階。

[3] **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**　生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「産むか産まないか」を決定する権利。

Ⅲ－１　健康で自立した生活支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ－１－(１) いのちと性を尊重する 環境づくり	①学校における性教育の推進 ・児童や生徒の発達段階に応じた性教育指導を行います。
	②性教育の研究と充実 ・健康指導や学校教育の場において、学校や関係機関と連携のもと研究を行い、性教育指導を行います。
	③健康診査・がん検診・健康相談・健康教育の推進 ・各種健康診査･がん検診･健康相談の実施や、健康づくりに関する学習機会･情報の提供等により、生活習慣病の予防や疾患の早期発見に努めます。
Ⅲ－１－(２) 性差や年代に応じた 心と身体の健康と生活支援	①こころとからだの相談支援 ・心や身体に関わる悩みに対し、精神保健福祉士や保健師等専門知識を持った者による相談や支援の充実を図ります。
	②母子保健事業の充実 ・妊娠・出産における母子の健康を守るため、母子手帳の発行やパパママ学級の実施、新生児訪問等を行います。また、父親の理解・協力についての啓発を行います。
	③男性の生活技術向上に関する支援 ・食事づくりや食育について学べる出前講座の実施や特定保健指導での個別アドバイス等、男性のための生活技術力向上に関する支援を行います。
	④スポーツを通じた健康づくり ・性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを通じた健康づくりができるスポーツ事業の実施や体育施設の開放等、地域におけるスポーツ活動の普及・促進に努めます。

Ⅲ－２　ともに支え合う地域社会づくり

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ－２－(１) 「市民交流センターおあしす」による男女共同参画の推進	①男女共同参画啓発事業の積極的な実施 ・「おあしすだより」への男女共同参画に関する記事の掲載や、講座の開催等を積極的に行います。
	②男女共同参画啓発コーナー等の充実 ・共生プラザ内の男女共同参画啓発コーナーにおけるパンフレットの設置やポスターの掲示、図書館における関連図書の紹介等を行い、情報提供の充実に努めます。
	③職員の理解向上 ・市民交流センターおあしす職員が、男女共同参画に関する知識を理解し情報発信能力を高めるため、研修等を積極的に受講します。
Ⅲ－２－(２) 切れ目のない子育て支援	①子ども・子育て支援事業計画の推進 ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの人権の尊重及び子育てを主体的に行えるよう、住み慣れた地域で安心して妊娠・出産・育児ができる支援体制の充実と、支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな取り組みを行います。
	②育児・子育てに関する相談支援体制の充実 ・子育てに関する必要な情報を発信するとともに、様々な相談に対応できるよう、子育て世代包括支援センター[1]や子育て支援センターにおける相談のほか、子どもと家庭の相談やひとり親相談、教育相談等の相談事業の充実を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと連携した一体的な支援に取り組みます。
	③保育・育児・子育て環境の充実 ・保護者の就労等に応じた保育ニーズに対応できるよう、０歳児保育や延長保育、病児･病後児保育等、乳幼児の保育事業や学童保育事業とともに、ファミリー・サポート・センター事業[2]において、援助活動を行う協力会員の確保に努め、子育て支援環境の充実を図ります。
Ⅲ－２－(３) ともに支える介護支援	①介護・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ・介護が必要な高齢者とその家族に対し「高齢者福祉計画･介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携しサービスの提供を行います。
	②障がい福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ・介助・介護が必要な障がい者（児）とその家族に対し、「障がい福祉計画」に基づき、関係機関と連携しサービスの提供を行います。
	③介護予防事業の実施 ・地域の中で、いきいきと健康で自立した生活が送れるよう、介護予防事業を実施します。
	④地域で支える介護者支援 ・誰もが地域の中で、気軽に悩みについて相談できるよう、介護者にとって身近な相談支援の機会の確保に努め、介護者の負担軽減を図ります。

[1] **子育て世代包括支援センター**　妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦や乳幼児等の状況を把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整など、切れ目のない包括的な支援を行う機関。

[2] **ファミリー・サポート・センター事業**　子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（協力会員）同士が育児に関する相互援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を支援する。

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ－２－(４) 多様性に配慮した視点に立った減災対策	①多様な市民が参画する減災対策 ・地域住民や団体等と連携しながら減災対策を進める中で、多様なニーズを理解し配慮できるよう女性等の多様な立場の方の参画に努めます。
	②女性減災リーダーの育成 ・減災リーダー認定講習会を通じて、地域における防災･減災活動の担い手や、減災対策に多様な視点を反映することができる人材育成に努めます。
	③多様性に配慮した避難所開設･運営マニュアルの策定支援 ・各避難所の開設･運営マニュアルの策定において、多様性に配慮した視点に立った策定を支援します。
Ⅲ－２－(５) 多文化共生の地域づくり	①国際的な視点に立ったジェンダー平等の推進 ・SDGsにおける「ジェンダー平等」をはじめとする男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集し提供に努めます。また、多文化共生を推進するため、外国の男女共同参画の状況やライフスタイル等について、理解が深まる機会の提供に努めます。
	②地域の多文化共生の推進 ・「多言語ガイドブック」の配布や、多言語による市ホームページへの掲載等、外国人住民への配慮に努めます。 ・地域において、外国文化や風習を学ぶことができるよう、外国出身の講師や団体等を派遣する「多文化共生講師派遣事業」を行います。

基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

基本的認識

- この基本目標は、女性活躍推進法に規定される市町村推進計画「吉川市女性活躍推進計画」として位置付けられています。

- 平成27(2015)年に国連において採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)では、女性および女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の差別を撤廃することや、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保すること等が掲げられています。

- 政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、市民の価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることによって、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

- 当市では、審議会等に占める女性委員の比率40％を目標に掲げてきました。令和２年度は27.9％と第３次吉川市男女共同参画基本計画策定時の20.4%より改善していますが目標を下回っている状況です。

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。

- 働く場において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアルハラスメント[1]、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の根絶は、働きたい人が性別に関わらず活躍できる社会の実現に不可欠です。

- 働きたい人すべてが、仕事と、子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランス[2]がますます重要となっています。

- また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、パートナーである男性も家事・子育て・介護等に参画することによって、子育てや介護の孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントのあり方を見直す契機ともなり、ひいては共に暮らしやすい社会づくりに資するものでもあります。

---

[1] **セクシュアルハラスメント**　主として職場を中心として行われる性的な嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動や、その対応によって仕事をするうえでの不利益を受けたり、就業環境が害されること。

[2] **ワーク・ライフ・バランス**　生活と仕事の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

Ⅳ－１　政策・方針決定への女性の参画推進

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ－１－（１） 多彩な市民の市政参画の促進	①審議会・委員会等における女性委員登用の促進 ・審議会・委員会等における女性の登用を促進し、政策・方針決定への女性の参画を進めるため、関係部署等に対し、審議会等への女性の登用の周知と、「女性人材リスト」を活用した人材情報提供を行いながら、登用状況の把握を行います。
	②多様な提案機会の充実 ・市の重要施策の立案や実施に際し、地域説明会やパブリックコメント等、様々な市民参画の手法により、意見提案の機会を提供します。
	③まちづくりに関する学習機会の提供 ・まちづくりへの関心が高まるよう、出前講座等のまちづくりに関する学習機会の提供に努めます。
Ⅳ－１－（２） 女性のエンパワーメント[1]の拡大	①地域における女性参画の促進 ・地域で活躍する女性の事例やロールモデルを紹介する等の啓発を行い、女性の参画促進を図ります。
	②女性リーダーの育成 ・機会を捉えて女性リーダーの発掘に努め、「女性リーダー人材リスト」の充実を図ります。また、国や県等が主催する講座やシンポジウム等について情報提供を行い、女性リーダーの知識向上の機会を提供します。

[1] **女性のエンパワーメント**　女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身に着け、決定し行動できる力をつけていくこと。

Ⅳ－２　多様な働き方への支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ－２－(１) 働く場における 男女共同参画･女性活躍の促進	①事業所への男女共同参画の理解促進 ・働く場における男女共同参画についての啓発に努め、埼玉県多様な働き方実践企業の認定制度の取得を促進します。
	②職場におけるハラスメント防止の啓発 ・働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、事業主へ積極的に対策を講ずるよう啓発に努めます。
	③労働問題に関する情報提供 ・就業環境や労使関係に関する相談窓口の情報提供を行います。
Ⅳ－２－(２) 誰もが能力を発揮できる 就業支援	①就労支援の充実 ・就職活動相談や就職活動セミナーを実施し、就労に関する支援及び情報提供を行います。また、求人情報の提供や合同就職面接会を開催し就労機会の充実を図ります。
	②職業能力開発の推進 ・女性の職業能力開発に向けた講座やイベントの情報提供を行います。
Ⅳ－２－(３) ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた支援	①ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集と提供 ・事業所や勤労者に対し、子育て・介護・地域活動・趣味等の生活と仕事との両立を図るワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。
	②次世代に対するワーク・ライフ・バランスの啓発 ・次世代を担う子どもたちを対象に、学校等におけるジェンダー平等教育の中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性について伝えます。

Ⅳ－３　市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ－３－(１) 多様な職員の視点が 活かされる市政運営	①女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 ・特定事業主行動計画に掲げる目標達成のための取り組み状況の公表、計画の検証等の進行管理を行い、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ積極的に取り組みます。
	②女性管理職登用の推進 ・市職員の管理監督職への女性登用率30％を目指し、女性職員のキャリア支援に資する研究や研修を行い、性別に捉われない登用を推進します。
	③庁内におけるハラスメント防止 ・働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、庁内相談窓口の充実や職員への周知を図ります。
Ⅳ－３－(２) ワーク・ライフ・バランスの 早期実現に向けた支援	①市の率先した推進 ・適正な定数管理やノー残業デーの実施等による時間外勤務の削減、育児・介護休業制度の利用促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを配慮した取り組みを進めます。
	②職員が自ら学ぶワーク･ライフ･バランス ・職員一人ひとりが多様な働き方を理解することや、皆が活躍できる職場づくりを考えることや、業務改善による生産性の向上等、ワーク・ライフ・バランスに資する研修を行います。
	③男性職員の育児参加の促進 ・男性職員の配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を積極的に促すとともに、男性の育児参加を促進し、育児中の職員を支え合う環境づくりを進めます。
Ⅳ－３－(３) 育児・介護をしながら働く 職員への支援	①出産・育児を控える職員への両立支援 ・出産・育児を控えている職員に対し、各種両立支援制度（育児休業・配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行います。
	②育児休業者等の職場との連絡体制の確保 ・育児休業等の取得前後において、職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。
	③育児や介護に係る休暇制度の充実 ・職業生活と家庭生活との両立を推進するため、育児や介護に係る休暇制度の充実を図ります。